

平成26年度

石川県健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

石川県監査委員

石 監 査 第 2 9 3 号
平 成 2 7 年 9 月 2 日

石 川 県 知 事 谷 本 正 憲 様

石川県監査委員	宮 下 正 博
同	谷 内 律 夫
同	浜 田 孝
同	岡 部 朋 代

平成26年度決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、平成26年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

第1 審査の概要

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に定める平成26年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

2 審査の方法

審査に当たっては、健全化判断比率の状況、連結実質赤字比率等の状況、実質公債費比率の状況、将来負担比率の状況について、

- ・健全化判断比率及び資金不足比率が正確であるか
- ・算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか

を主眼として、関係諸帳簿及び証書類の調査照合を行うとともに、関係部局から説明を聴取し、併せて決算審査及び定期監査の結果も参考にして審査した。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

○健全化判断比率 (単位：%)

区 分	平成26年度決算	平成25年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	3.75	5
連結実質赤字比率	—	—	8.75	15
実質公債費比率	14.9	15.5	25	35
将来負担比率	217.2	229.3	400	

(注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額が生じていないため「—」と表示

2 実質公債費比率は過去3カ年の平均
平成26年度 14.7% 平成25年度 14.8% 平成24年度 15.2%

○資金不足比率 (単位：%)

区 分	会 計 名	平成26年度決算	平成25年度決算	経営健全化基準
地方公営 企業法非 適用企業	流域下水道特別会計	—	—	20
	港湾整備特別会計	—	—	
地方公営 企業法 適用企業	中央病院事業会計	—	—	
	高松病院事業会計	—	—	
	水道用水供給事業会計	—	—	
	港湾土地造成事業会計	—	—	

(注) 資金不足額が生じていないため「—」と表示

2 審査の意見

健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、全会計を通じて黒字であり、実質赤字は生じておらず、また、実質公債費比率については、前年度を0.6ポイント下回る14.9%、将来負担比率については、前年度を12.1ポイント下回る217.2%となっており、いずれも財政健全化計画の策定などが求められる早期健全化基準に至っていないことから、健全な段階にあることが確認された。

さらに、公営企業に係る資金不足比率については、いずれの会計も黒字であり、資金不足は生じていないことから、経営が健全な段階にあることが確認された。

平成26年度については、職員費の削減など、これまでの行財政改革の取組の効果が現れてきたことに加え、景気の持ち直しの動きを受けて、県税収入が増加したことなどから、3年連続で基金の取り崩しに頼らない収支均衡を達成したところである。

今後については、引き続き高齢化の進展に伴い社会保障関係経費が増加するほか、北陸新幹線金沢・敦賀間の整備の本格化による負担の増加も見込まれるなど、本県財政は依然として厳しい状況が予想される。

このような状況の中、本県財政の運営については、平成27年3月に「行政経営プログラム」が策定され、「財政健全性の維持・向上」などを取組戦略とする改革に取り組むこととしたところであるが、同プログラムの進行管理と評価を徹底し、収支均衡の維持にとどまることなく、必要な資金を基金に積み立てていくなど、将来への備えにも万全を期し、社会経済情勢の変化や多様化する県民ニーズにも機動的に対応できる持続可能な財政基盤の確立を図られたい。

付 表

- 1 実 質 赤 字 比 率
- 2 連 結 実 質 赤 字 比 率
- 3 実 質 公 債 費 比 率
- 4 将 来 負 担 比 率
- 5 資 金 不 足 比 率

(参考)

健全化判断比率等の対象範囲

1 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

【計算式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$$

—
304,696,106

※実質赤字額は発生していない

一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位：千円)

会 計 名	歳 入 総 額 (1)	歳 出 総 額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源			実質収支額 (1)-(2)-(3)- (4)+(5)	
			繰越明許費・ 事故繰越額(3)	事業繰越額(4)	左記に係る未収 入特定財源(5)		
一般会計	552,219,881	545,537,460	25,959,634	0	20,041,388	764,175	
一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	証紙特別会計	4,346,419	3,432,937	0	913,482	0	0
	土地取得特別会計	1,464	1,464	0	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金特別 会計	136,079	112,214	0	23,865	0	0
	中小企業近代化資金貸付金 特別会計	3,777,406	761,577	0	3,015,829	0	0
	就農支援資金特別会計	64,291	51,486	0	12,805	0	0
	林業改善資金特別会計	286,960	271	0	286,689	0	0
	沿岸漁業改善資金特別会計	162,531	6,176	0	156,355	0	0
	育英資金特別会計	1,454,814	313,278	0	1,141,536	0	0
	公債管理特別会計	206,212,264	206,212,264	0	0	0	0
合 計	768,662,109	756,429,127	25,959,634	5,550,561	20,041,388	764,175	

標準財政規模 (B)

(単位：千円)

区 分	金 額
標準税収入額等	136,926,439
普通交付税額	129,415,191
臨時財政対策債発行可能額	38,354,476
合 計	304,696,106

2 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

【計算式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A)+(B)+(C)+(D)}}{\text{標準財政規模 (E)}}$$

304,696,106

※連結実質赤字額は発生していない

一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源			実質収支額 (1)-(2)-(3)- (4)+(5)	
			繰越明許費・ 事故繰越額(3)	事業繰越額 (4)	左記に係る未収 入特定財源(5)		
一般会計	552,219,881	545,537,460	25,959,634	0	20,041,388	764,175	
一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	証紙特別会計	4,346,419	3,432,937	0	913,482	0	0
	土地取得特別会計	1,464	1,464	0	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	136,079	112,214	0	23,865	0	0
	中小企業近代化資金貸付金 特別会計	3,777,406	761,577	0	3,015,829	0	0
	就農支援資金特別会計	64,291	51,486	0	12,805	0	0
	林業改善資金特別会計	286,960	271	0	286,689	0	0
	沿岸漁業改善資金特別会計	162,531	6,176	0	156,355	0	0
	育英資金特別会計	1,454,814	313,278	0	1,141,536	0	0
	公債管理特別会計	206,212,264	206,212,264	0	0	0	0
合 計	768,662,109	756,429,127	25,959,634	5,550,561	20,041,388	764,175	

一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額 (B)

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源			実質収支額 (1)-(2)-(3)- (4)+(5)
			繰越明許費 (3)	事業繰越額 (4)	左記に係る未収 入特定財源(5)	
公営競馬特別会計	10,737,882	10,625,405	44,999	0	0	67,478

公営企業会計（法非適用企業）に係る資金剰余額 (C)

(単位：千円)

会 計 名	歳入額 (1)	歳出額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源			資金剰余額 (1)-(2)- (3)-(4)+(5)
			繰越明許費 (3)	事業繰越額 (4)	左記に係る未収 入特定財源(5)	
流域下水道特別会計	2,340,110	2,330,294	261,289	0	260,879	9,406
港湾整備特別会計	1,430,851	1,424,626	146,000	0	146,000	6,225
合 計	3,770,961	3,754,920	407,289	0	406,879	15,631

公営企業会計（法適用企業）に係る資金剰余額 (D)

(単位：千円)

会 計 名	流動資産 (1)	貸倒引当金 (2)	土地評価 差額(3)	流動負債 (4)	控除企業債 等(5)	控除未払金 等(6)	控 除 額 (7)	控除引当金 (8)	長期借入金 (9)	資金剰余額 (1)+(2)-(3)-(4)+(5) +(6)+(7)+(8)-(9)
中央病院事業会計	16,539,221	27,545	-	4,621,297	1,427,902	0	0	535,358	-	13,908,729
高松病院事業会計	4,313,041	3,538	-	1,136,754	230,006	0	0	139,011	-	3,548,842
水道用水供給事業会計	8,422,700	0	-	5,687,232	4,566,488	135,000	0	32,639	-	7,469,595
港湾土地造成事業会計	3,521,719	0	132,430	492,688	0	0	482,688	0	652,836	2,726,453
合 計	32,796,681	31,083	132,430	11,937,971	6,224,396	135,000	482,688	707,008	652,836	27,653,619

標準財政規模 (E)

(単位：千円)

金 額	304,696,106
-----	-------------

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（3カ年平均）

【計算式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金(A)} + \text{準元利償還金(B)}) - (\text{特定財源(C)} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)})}{\text{標準財政規模(E)} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)})}$$

$$\text{3カ年平均} \quad (\text{平成24年度} \quad \text{平成25年度} \quad \text{平成26年度} \\ (15.23691 + 14.84912 + 14.65269) \div 3 = 14.9\%)$$

$$\frac{38,037,758}{249,642,250} \quad \frac{36,552,233}{246,157,511} \quad \frac{36,073,856}{246,192,682}$$

(単位：千円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地方債の元利償還金(繰上償還額等を除く)(A)	115,652,658	91,884,137	93,817,963
準元利償還金(B)	2,266,647	2,307,720	2,177,793
特定財源(C)	25,816,297	1,326,617	1,418,476
元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)	54,065,250	56,313,007	58,503,424
標準財政規模(E)	303,707,500	302,470,518	304,696,106

4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

【計算式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (A)} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) (B)}{\text{標準財政規模 (C)} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) (D)}$$

$$\frac{534,762,375}{246,192,682} = 217.2\%$$

将来負担額 (A)

(単位：千円)

区 分	会 計 名 等	金 額
地方債の現在高	一般会計	1,248,416,157
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	609,332
	中小企業近代化資金貸付金特別会計	14,869,982
	就農支援資金特別会計	83,859
	計	1,263,979,330
債務負担行為に基づく支出予定額	一般会計	1,507,273
公営企業債等繰入見込額	流域下水道特別会計	2,417,263
	港湾整備特別会計	1,868,509
	中央病院事業会計	2,451,579
	高松病院事業会計	1,787,585
	水道用水供給事業会計	49,870
	計	8,574,806
退職手当負担見込額	一般会計	122,674,407
設立法人の負債額等負担見込額	公立大学法人	0
	第三セクター等	19,339,183
	計	19,339,183
連結実質赤字額		0
合 計		1,416,074,999

充当可能財源等 (B)

(単位：千円)

区 分	金 額
地方債の償還額等に充当可能な基金	106,217,733
地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	68,048,558
地方債の償還等に係る基準財政需要額算入見込額	707,046,333
合 計	881,312,624

標準財政規模 (C)

(単位：千円)

金 額	金 額
	304,696,106

元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)

(単位：千円)

金 額	金 額
	58,503,424

5 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率

【計算式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A) 又は (B)}}{\text{事業の規模 (C) 又は (D)}}$$

※下表のとおり各会計の資金不足額は発生していない

資金不足額（法非適用企業）（A）

（単位：千円）

会計名	歳出額 (E)	歳入額 (F)	繰越明許費 繰越額 (G)	未収入 特定財源 (H)	資金不足額 (△資金剰余額) (E)-(F)+(G)-(H)
流域下水道特別会計	2,330,294	2,340,110	261,289	260,879	△ 9,406
港湾整備特別会計	1,424,626	1,430,851	146,000	146,000	△ 6,225
合計					△ 15,631

資金不足額（法適用企業）（B）

（単位：千円）

会計名	流動負債 (I)	流動負債 控除企業債等 (J)	流動負債 控除未払金等 (K)	流動負債 控除引当金等 (L)	流動資産 (M)	流動資産 貸倒引当金 (N)	流動資産 土地評価差額 (O)	長期借入金 (P)	資金不足額 (△資金剰余額) (I)-(J)-(K)-(L) -(M)-(N)+(O)+(P)
中央病院事業会計	4,621,297	1,427,902	0	535,358	16,539,221	27,545	-	-	△ 13,908,729
高松病院事業会計	1,136,754	230,006	0	139,011	4,313,041	3,538	-	-	△ 3,548,842
水道用水供給事業会計	5,687,232	4,566,488	135,000	32,639	8,422,700	0	-	-	△ 7,469,595
港湾土地造成事業会計	492,688	0	0	0	3,521,719	0	132,430	652,836	△ 2,243,765
合計									△ 27,170,931

注：△は資金の余剰を示している。

事業の規模（C）

（単位：千円）

会計名	営業収益 (Q)	受託工事収益 (R)	事業の規模 (Q)-(R)
流域下水道特別会計	973,581	0	973,581
港湾整備特別会計	254,936	0	254,936
中央病院事業会計	17,400,270	0	17,400,270
高松病院事業会計	2,275,909	0	2,275,909
水道用水供給事業会計	6,222,501	164	6,222,337
合計			27,127,033

事業の規模（宅地造成事業）（D）

（単位：千円）

会計名	資本 (S)	負債 (T)	事業の規模 (S)+(T)
港湾土地造成事業会計	2,376,195	1,145,524	3,521,719

(参 考)

健全化判断比率等の対象範囲

会 計 区 分		県 の 会 計 区 分		
一 般 会 計 等	一般会計			
	証紙特別会計			
	土地取得特別会計			
	母子父子寡婦福祉資金特別会計			
	中小企業近代化資金貸付金特別会計			
	就農支援資金特別会計			
	林業改善資金特別会計			
	沿岸漁業改善資金特別会計			
	育英資金特別会計			
	公債管理特別会計			
公 営 事 業 会 計	収 益 事 業	公営競馬特別会計		
	公 営 企 業 会 計	地 方 公 営 企 業 法 非 適 用 事 業		流域下水道特別会計
		地 方 公 営 企 業 法 適 用 事 業		港湾整備特別会計
	公 営 企 業 会 計	地 方 公 営 企 業 法 適 用 事 業		中央病院事業会計
				高松病院事業会計
				水道用水供給事業会計
				港湾土地造成事業会計
一 部 事 務 組 合 等	一部事務組合・広域連合	—		
	地方独立行政法人	石川県公立大学法人		
	地方公社・第三セクター	(公財)石川県林業公社		
		(一社)石川県農業開発公社		
		(公財)石川県産業創出支援機構		
公的信用保証機関	石川県信用保証協会			

